

## みえ森と緑の県民税制度運営事業

### 1. 事業の目的

この事業は、みえ森と緑の県民税の制度が円滑に運営されるよう、県民への周知や評価委員会の設置・運営、事業実績データの管理等を行うものです。

### 2. 平成26年度事業実績

#### 1) みえ森と緑の県民税評価委員会の設置・運営

みえ森と緑の県民税評価委員会条例（平成26年7月17日施行）に基づきみえ森と緑の県民税評価委員会（以下、評価委員会）を設置し、平成26年10月に平成26年度第1回評価委員会を開催しました。

#### 【委員の任命】

次の10名を委員として任命しました。

任期は、平成26年10月1日から平成28年9月30日の2年間です。

委員氏名	所属団体等	分野
大浦 由美	和歌山大学観光学部准教授	学識経験者
川崎 淑子	三重県消費者団体連絡協議会	消費者
小林 慶太郎	四日市大学総合政策学部教授	学識経験者
新海 洋子	環境省中部環境パートナーシップオフィスチーフ・モデレーター	NPO活動
玉置 保	紀北町立赤羽中学校長・三重県小中学校長会幹事	教育
南条 七三子	税理士・東海税理士会三重県支部連合会	税制・企業経営
藤井 恭子	皇學館大学現代日本社会学部准教授	学識経験者
別所 浩己	三重県中小企業団体中央会事務局長	商工
松村 直人	三重大学大学院生物資源学研究科教授	学識経験者
吉田 正木	吉田本家山林部代表・三重県林業経営者協会事務局長	林業

五十音順・敬称略 平成27年3月末現在

#### 【評価委員会概要】

- 1 日時 平成26年10月22日（水） 9時30分から11時50分
- 2 場所 三重県勤労者福祉会館 6階 講堂
- 3 出席委員 10名
- 4 議題
  - (1) みえ森と緑の県民税評価委員会の今後の進め方
  - (2) みえ森と緑の県民税基金事業の評価の考え方
  - (3) みえ森と緑の県民税の概要
  - (4) 平成25年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価（第1回）
  - (5) 平成26年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価（第1回）

なお、委員長には松村委員、副委員長には小林委員が選任されました。
- 5 会議の公開・非公開 公開
- 6 傍聴者 なし

## 2) みえ森と緑の県民税の普及啓発

平成26年度から新たに税が導入されることについて、ポスター掲出や映画館でのCM等によって認知度の低い若年層に周知し、制度への県民理解を促進しました。

### 【紙面による広報】

- ・リーフレットの配架、配布（31,000部）  
市町及び県庁舎、ショッピングセンター等への配架のほか、説明会及び会議、イベント等での配布を行いました。
- ・ポスターの掲示（1,959枚）  
市町及び県庁舎のほか、ショッピングセンター及びコンビニエンスストアに掲示しました。
- ・チラシの配架（700枚）  
ショッピングセンターに配架しました。
- ・チラシの送付（1,303,855枚）  
法人向け申告書及び自動車税納税通知書、個人住民税の特別徴収税額決定通知書、個人住民税普通徴収の納税通知書にチラシを同封しました。また、特別徴収義務者に従業員用のチラシを送付しました。
- ・「森林づくりニュース」の発行、配架（6,8,10,12,2月合計13,835部）  
「森林づくりニュース」を発行し、県庁舎や関係団体窓口、ショッピングセンター等に配架しました。

### 【説明会等での広報】

- ・説明会や会議等での説明（148回 5,753人）  
法人・団体等の会議の場で税の説明を行いました。
- ・イベント等での周知（101回 10,355人）  
イベント等、集客の場でリーフレットや啓発物品の配布等を行いました。

### 【その他】

- ・映画館でのCM放映（7か所 延べ4週間）  
映画「WOOD JOB! 神去なあなあ日常」の放映期間（5月10～23日）及び映画「春を背負って」の放映期間（6月14～28日）に県内7か所の映画館で30秒のCMを放映しました。
- ・駅でのポスター掲示（33駅 2週間）  
近鉄及びJRの主要駅33駅において、ポスターを掲示しました。

なお、税を活用した広報以外に、広報誌（県政だより4,5,6,2月号）、ホームページ等、関係団体（経済団体及び市町等）の会報誌、広報誌への掲載のほか、ラジオ（7回）、テレビ（2回）の放送、本庁舎及び各県庁舎での広報を行いました。

森林づくりを県民みんなの力で



リーフレット（平成26年度版表面）

森林づくりを県民みんなの力で



ポスター（平成26年度版）



県民の日記念イベントでのPR状況



駅でのポスター掲出状況（桑名駅）  
(H26. 6. 10～6. 23)

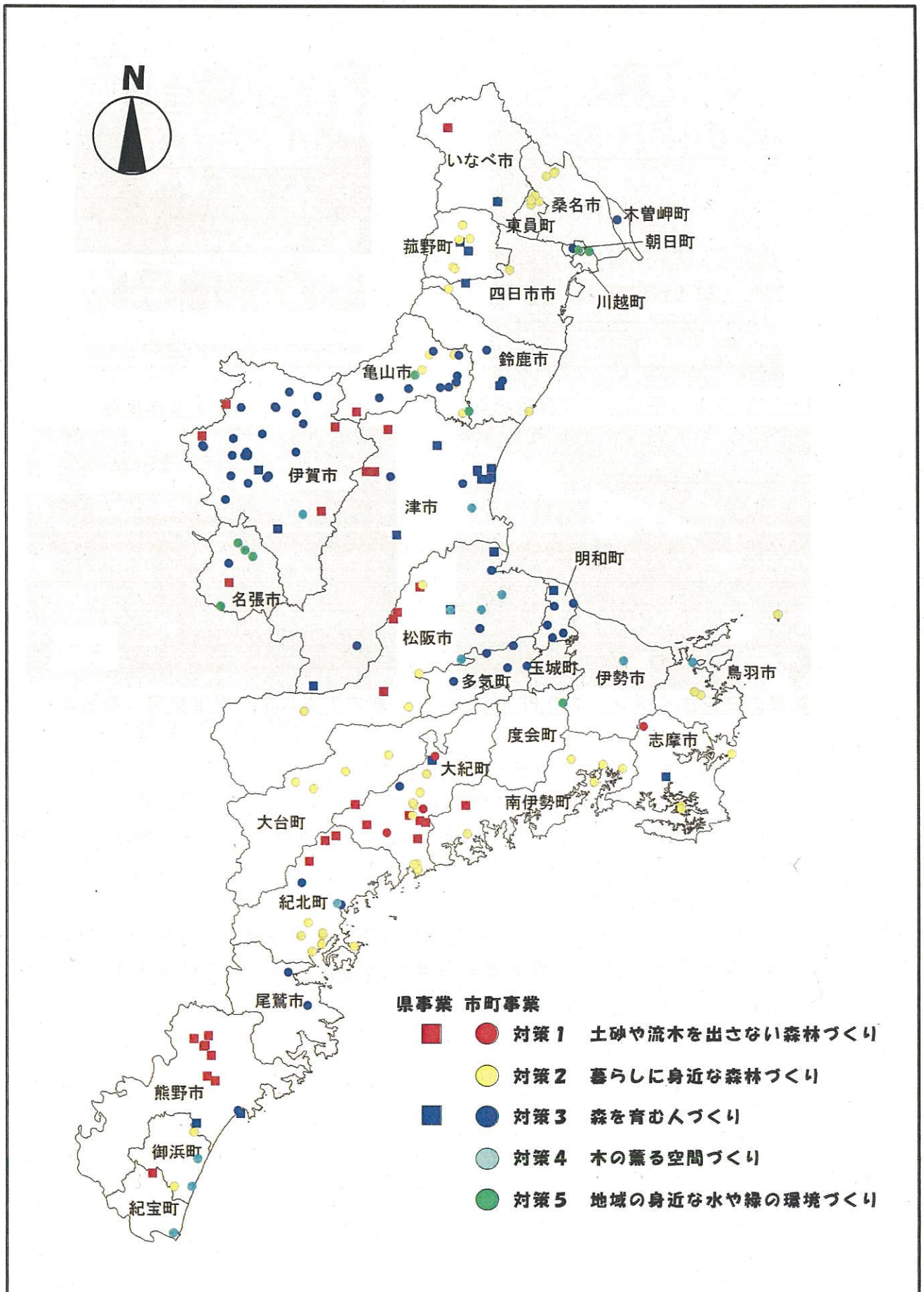
### 3) みえ森と緑の県民税関連データ管理事業

県営事業及び市町交付金事業の実績等を管理するため、県と市町とのデータ交換が可能なソフトを新たに導入し、台帳管理やデータの整理を行いました。

#### 【ソフトの導入】

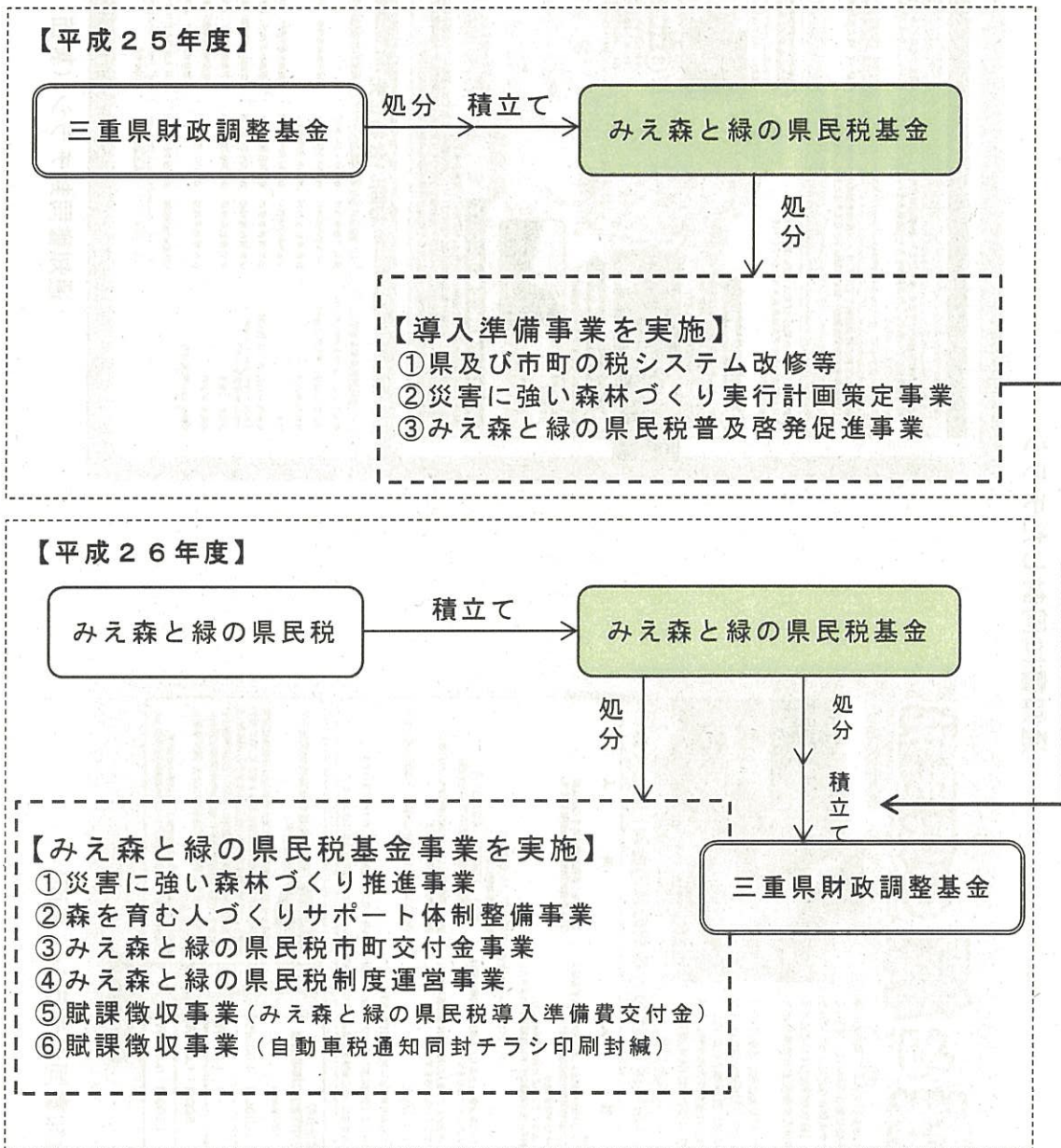
市町がEXCELで作成した市町交付金事業の実績等データを簡単にGISへ反映することができ、県営事業と併せて台帳管理ができるソフトを導入しました。

【平成 26 年度事業実施位置図】



4) 三重県財政調整基金への積立

平成25年度において「三重県財政調整基金」から繰り入れて、「みえ森と緑の県民税」の導入準備事業（県及び市町の税システム改修等、災害に強い森林づくり実行計画策定、みえ森と緑の県民税普及啓発促進）に活用した費用相当額について、平成26年度の「みえ森と緑の県民税」の税収を積み立てた「みえ森と緑の県民税基金」から繰り入れて「三重県財政調整基金」に積み立てました。




通知書に同封したチラシ

# みえ森と緑の県民税

森林は土砂災害を防止したり、水を貯えるなど、私たちの暮らしに欠かせない大切な働きを持っています。しかし、近年は山村地域の過疎化や高齢化などによって荒れた森林が増加しており、集中豪雨の発生が増加していることも考えあわせると、山崩れなどの災害が発生する危険性が高まっていると考えられます。

このようなことから、三重県では「災害に強い森林づくり」で「個人住民税を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入しました。くらしの安全、安心を守り、豊かな森林を次の世代に引き継いでいくために、皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。



**「みえ森と緑の県民税(個人住民税均等割の超過課税)のしくみ」**

納める方	納める額	納税の方法
1. 個人住民税 （個人住民税を納付する個人、法人）	毎額 1,000円 みえ森と緑の県民税を上乗せした個人住民税均等割は、下記の表のとおりとなります。	個人の所得税として、個人の市町村税額とあわせて、市町村に納税していただきます。
2. 法人住民税 （法人の個人住民税均等割を納付する法人）	毎額 2,000円～80,000円 （個人住民税均等割額の10%超過額）	法人の所得税として、従来の市町により、市町村に納税していただきます。

平成26年4月1日以降に納付する個人住民税均等割から

課税の標準	個人住民税均等割	みえ森と緑の県民税	合計
課税標準額 1,000円	3,000円	4,000円	7,000円
課税標準額 2,000円	6,000円	8,000円	14,000円
課税標準額 3,000円	9,000円	12,000円	21,000円
課税標準額 4,000円	12,000円	16,000円	28,000円
課税標準額 5,000円	15,000円	20,000円	35,000円
課税標準額 6,000円	18,000円	24,000円	42,000円
課税標準額 7,000円	21,000円	28,000円	49,000円
課税標準額 8,000円	24,000円	32,000円	56,000円
課税標準額 9,000円	27,000円	36,000円	63,000円
課税標準額 10,000円	30,000円	40,000円	70,000円

平成26年度からの

個人住民税(個人住民税・市町村税)の均等割額

個人住民税の均等割額(平成26年度) 1,000円  
市町村税の均等割額(平成26年度) 500円  
みえ森と緑の県民税(平成26年度) 500円  
合計 2,000円

個人住民税の均等割額(平成26年度) 1,000円  
市町村税の均等割額(平成26年度) 500円  
みえ森と緑の県民税(平成26年度) 1,000円  
合計 3,500円

個人住民税の均等割額(平成26年度) 1,000円  
市町村税の均等割額(平成26年度) 500円  
みえ森と緑の県民税(平成26年度) 5,000円  
合計 6,500円

【みえ森と緑の県民税(個人住民税均等割の超過課税)のしくみ】

平成26年4月1日以後に納付する個人住民税均等割から

個人住民税の均等割額(平成26年度) 1,000円  
市町村税の均等割額(平成26年度) 500円  
みえ森と緑の県民税(平成26年度) 500円  
合計 2,000円

個人住民税の均等割額(平成26年度) 1,000円  
市町村税の均等割額(平成26年度) 500円  
みえ森と緑の県民税(平成26年度) 1,000円  
合計 3,500円

個人住民税の均等割額(平成26年度) 1,000円  
市町村税の均等割額(平成26年度) 500円  
みえ森と緑の県民税(平成26年度) 5,000円  
合計 6,500円

【個人住民税の均等割額(平成26年度)】が  
4月以降に納付されます。

個人住民税の均等割額(平成26年度) 1,000円  
市町村税の均等割額(平成26年度) 500円  
みえ森と緑の県民税(平成26年度) 500円  
合計 2,000円

個人住民税の均等割額(平成26年度) 1,000円  
市町村税の均等割額(平成26年度) 500円  
みえ森と緑の県民税(平成26年度) 1,000円  
合計 3,500円

個人住民税の均等割額(平成26年度) 1,000円  
市町村税の均等割額(平成26年度) 500円  
みえ森と緑の県民税(平成26年度) 5,000円  
合計 6,500円

通知書同封チラシ (表面)

## Q&A

**Q** どのような種類の森林が対象ですか？

**A** 森林は、水害を防止するだけでなく、水を貯える、土砂災害を防止するなどの重要な役割を果たしているため、国の指定を受けた特定の森林が対象となります。この指定を受けた森林は、国土交通省が指定する森林であり、国土交通省の指定を受けた森林が対象となります。

**Q** どのような種類の森林が対象ですか？

**A** 個人住民税を支える社会づくりを進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入しました。くらしの安全、安心を守り、豊かな森林を次の世代に引き継いでいくために、皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。



**「みえ森と緑の県民税(個人住民税均等割の超過課税)のしくみ」**

納める方	納める額	納税の方法
1. 個人住民税 （個人住民税を納付する個人、法人）	毎額 1,000円 みえ森と緑の県民税を上乗せした個人住民税均等割は、下記の表のとおりとなります。	個人の所得税として、個人の市町村税額とあわせて、市町村に納税していただきます。
2. 法人住民税 （法人の個人住民税均等割を納付する法人）	毎額 2,000円～80,000円 （個人住民税均等割額の10%超過額）	法人の所得税として、従来の市町により、市町村に納税していただきます。

平成26年4月1日以後に納付する個人住民税均等割から

課税の標準	個人住民税均等割	みえ森と緑の県民税	合計
課税標準額 1,000円	3,000円	4,000円	7,000円
課税標準額 2,000円	6,000円	8,000円	14,000円
課税標準額 3,000円	9,000円	12,000円	21,000円
課税標準額 4,000円	12,000円	16,000円	28,000円
課税標準額 5,000円	15,000円	20,000円	35,000円
課税標準額 6,000円	18,000円	24,000円	42,000円
課税標準額 7,000円	21,000円	28,000円	49,000円
課税標準額 8,000円	24,000円	32,000円	56,000円
課税標準額 9,000円	27,000円	36,000円	63,000円
課税標準額 10,000円	30,000円	40,000円	70,000円

平成26年度からの

個人住民税(個人住民税・市町村税)の均等割額

個人住民税の均等割額(平成26年度) 1,000円  
市町村税の均等割額(平成26年度) 500円  
みえ森と緑の県民税(平成26年度) 500円  
合計 2,000円

個人住民税の均等割額(平成26年度) 1,000円  
市町村税の均等割額(平成26年度) 500円  
みえ森と緑の県民税(平成26年度) 1,000円  
合計 3,500円

個人住民税の均等割額(平成26年度) 1,000円  
市町村税の均等割額(平成26年度) 500円  
みえ森と緑の県民税(平成26年度) 5,000円  
合計 6,500円

【個人住民税の均等割額(平成26年度)】が  
4月以降に納付されます。

個人住民税の均等割額(平成26年度) 1,000円  
市町村税の均等割額(平成26年度) 500円  
みえ森と緑の県民税(平成26年度) 500円  
合計 2,000円

個人住民税の均等割額(平成26年度) 1,000円  
市町村税の均等割額(平成26年度) 500円  
みえ森と緑の県民税(平成26年度) 1,000円  
合計 3,500円

個人住民税の均等割額(平成26年度) 1,000円  
市町村税の均等割額(平成26年度) 500円  
みえ森と緑の県民税(平成26年度) 5,000円  
合計 6,500円

通知書同封チラシ (裏面)

# 通知書説明追記

## 「みえ森と緑の県民税(県民税の超過課税)」について

### 特別徴収義務者 様

平塚は、三重県行政の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
 三重県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から、「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

ご負担いただく金額は、県民税均等割額に上乗せする形で、1年間に、個人では千円、法人では県民税均等割額の10%相当額(2千円~8万円)となります。  
 納めていただいた税金は、治水や山崩れに強い森林づくりのほか、子どもたちへの森林環境教育や、県産材を活用した公共建築等木の木造化などに役立てています。

くらしの安全・安心を守り、豊かな森林を次の世代に引き継いでいくため、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

なお、市町村民税・県民税 特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)にも説明は記載してありますが、スペースが限られていることから、詳細については記載しておりません。

つきましては、従業員の方に、別添のチラシを提示いただくなど、税の制度等をご案内いただきますようお願いいたします。  
 また、従業員の皆様へのチラシの配布等にご協力いただける場合は、追加のチラシを送付いたしますので、下記までご連絡いただけますようお願いいたします。

三重県〇〇県税事務所 県税課

電話: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
 FAX: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
 E-mail: 〇〇〇〇@pref.mie.jp

**税額の計算方法**

① 所得等金額

② 所得控除額

③ 課税標準額  
1,000円未満引捨て

④ 市民税税率  
6%

⑤ 秋割控除

⑥ 市民税税率  
4%

⑦ 秋割控除

⑥ + ⑦ = 所得割額

⑥ + ⑦ = 所得割額

⑦均等割額 3,500円

⑦均等割額 2,500円

市民税額

県民税額

③ + 市民税額 + 県民税額 = 合計年税額 (特別徴収税額)

※平成26年度から、市民税と県民税のそれぞれに「みえ森と緑の県民税」500円、県民税に「みえ森と緑の県民税」1,400円を含んだ額となっています。

〇税率

- ・均等割 市民税 3,500円 県民税 2,500円
- ・所得割(総合課税分) 市民税 6% 県民税 4%

〇税額控除(所得金額控除)

※道府県または市区町村、三重県非営利協会、日本赤十字社三重県支部、及び三重県・鈴鹿市が各別に指定する団体(社会福祉法人等)に対する寄附金について、次の算式で算出された額を控除します。

※都道府県または市区町村への寄附金(ふるさと納税、東日本大震災の義援金も含む)分については特別控除額も加算します。 A: 総所得金額等の40% B: 寄附金額

C: 寄附金控除 = (A・E) ÷ (A + B) × 10% (市民税6%・県民税4%)

C: 特別控除 = (A・E) ÷ (A + B) × 10% (市民税6%・県民税4%)

※特別控除は市民税・県民税の調査控除後所得割額の10%が上限です。

※所得控除は市民税・県民税の調査される所得税の控除率の中で最も高いものをいいます。

区分	市民税	県民税
配当戻又は株式譲渡所得割	4%	4%

## 税額決定通知書(納税義務者用) 追記

## 通知書(特別徴収義務者用) 同封チラシ